

議案第81号

福岡市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市立幼稚園の廃止に伴い所要の改正を行うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員の給与等について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、福岡市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」を削る。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第5条の4第1項第3号中「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 高等学校に勤務する教育職員のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員

第5条の4第2項第1号中「前項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」

に改める。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第7条第2項各号列記以外の部分中「若しくは教育職給料表(4)」を「又は教育職給料表(4)」に、「若しくは3級又は教育職給料表(2)の1級若しくは2級」を「又は3級」に改め、同項第1号ア中「幼児、児童」を「児童」に改め、同項第3号ウ中「代休日」の次に「(以下「代休日」という。)」を加え、同項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

第7条の2第1項及び第2項並びに第8条第1項中「園長、副校長、教頭及び副園長」を「副校長及び教頭」に改める。

第10条第2項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第10条の2第2項中「(第11条第1項の規定により市条例の適用を受ける職員の例により給料を減額される職員にあつては当該減額前の給料(次項及び次条第3項において同じ。))」を削り、同条第4項中「(第11条の規定により市条例の適用を受ける職員の例により給料を減額される職員にあつては、当該減額がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき地域手当の額)」を削る。

第11条の4第1項中「採用された教育職員」の次に「(任期付職員条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用されたものを除く。)」を加える。

別表第1 2 教育職給料表(2)を次のように改める。

2 削除

別表第3 1 教育職給料表(1)級別基準職務表2級の項中「高等部」を削り、同表2教育職給料表(2)級別基準職務表を次のように改める。

2 削除

別表第3 5 行政職給料表級別基準職務表中

3級	1 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務 2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務を行う栄養士の職務	を
4級	1 困難な業務を処理する総括主任の職務 2 困難な業務を行う栄養士の職務	
5級	学校主査の職務	
6級	高等学校の事務長の職務	

3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	に
4級	困難な業務を処理する総括主任の職務	
5級	係長又は学校主査の職務	
6級	共同学校事務室の室長又は高等学校の事務長の職務	

改める。

別表第4 1 給料の調整額定額表(1)に次のように加える。

3級	11,700円
----	---------

別表第5 2 義務教育等教員特別手当月額表(2)を次のように改める。

2 削除

第2条 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」の次に「並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項」を、「中学校」という。）の次に「（以下「市立学校」という。）」を、「給与」の次に「（費用弁償（通勤手当に相当する給付に限る。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第2条第1項中「者」を「もの（法第22条の2第1項に規定する職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この条例においてフルタイム会計年度任用職員とは、市立学校に勤務する法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号。以下「単労職員給与条例」という。）の適用を受ける職員を除く。）をいい、パートタイム会計年度任用職員とは、市立学校に勤務す

る同項第1号に掲げる職員（単労職員給与条例の適用を受ける職員を除く。）をいう。

第3条中「含む」の次に「。第11条の5において同じ」を加える。

第4条第5項中「（福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）第3条の規定により任期を定めて採用された事務職員（以下「任期付職員条例による事務職員」という。）を除く。）」を削り、同条第6項を削る。

第5条第9項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

11 教育職員以外の学校職員のうち、再任用職員の給料月額を、市条例の適用を受ける職員の例による額とする。

第5条の2第1項中「（臨時的に任用された者を除く。）のうち、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「のうち、法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2項中「（臨時的に任用された者に限る。）のうち、短時間勤務の職を占める職員」を「のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用されたもの（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に、「第3項」を「第8項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育職員以外の学校職員のうち、任期付短時間勤務職員の給料月額を、市条例の適用を受ける職員の例による額とする。

第5条の3第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第5条の4第2項中「短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び臨時的に任用された教育職員のうち、短時間勤務の職を占める職員」を「育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第11条第1項中「（臨時的に任用された教育職員にあつては、市条例第22条の2の規定に係る部分を除く。）」を削る。

第11条の4の見出し中「臨時的任用教育職員等」を「臨時的任用教育職員」に改め、同

条第1項中「第5条第4項」を「第5条第2項及び第4項」に改め、「及び任期を定めて採用された教育職員（任期付職員条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用されたものを除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条の次に次の見出し及び3条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第11条の5 フルタイム会計年度任用職員には、この条及び第12条に定めるところにより給与を支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の受ける給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及びへき地手当とする。
 - 3 前項の給料（次項に定める給料の調整額を除く。）は、月額とし、教育職給料表(1)3級の最高の号給の給料月額を超えない範囲内で他の職員（第4条第1項又は第2項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して教育委員会規則で定める。
 - 4 フルタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものには、その職務又は勤労条件の特殊性に基づき教育委員会規則で定める額の給料の調整額を支給する。この場合において、給料の調整額は給料の一部とし、給料の支給方法に従い支給する。
 - 5 第2項の給料及び手当（次項の規定により支給される手当を除く。）の支給、給与の減額並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については、この条に定めるもののほか、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、市条例の適用を受けるものの例による。この場合において、市条例第18条ただし書中「及び特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当」と、「ものの月額」とあるのは「ものの月額及びへき地手当の月額」と読み替えるものとする。
 - 6 フルタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当及びへき地手当の支給については、他の職員の例による。
 - 7 フルタイム会計年度任用職員については、この条及び第12条に規定する給与以外の給与は支給しない。
- 第11条の6 パートタイム会計年度任用職員には、この条及び第12条に定めるところにより給与を支給する。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の受ける給与の種類は、報酬、費用弁償及び期末手当

とする。

3 前項の報酬は、基本となる報酬（フルタイム会計年度任用職員に支給する給料に相当するものをいう。以下同じ。）のほか、フルタイム会計年度任用職員に支給する初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬とする。

4 基本となる報酬（前条第4項に規定する給料の調整額（以下「調整額」という。）に相当するもの（以下「調整額に相当する報酬」という。）を除く。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、フルタイム会計年度任用職員の給料（調整額を除く。）との権衡を考慮して教育委員会規則で定める。

5 パートタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものには、その職務又は勤労条件の特殊性に基づき、教育委員会規則で定める額の調整額に相当する報酬を支給する。

6 第2項の給与（次項の規定により支給される報酬を除く。）の支給、給与の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出については、この条に定めるもののほか、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち、市条例の適用を受けるものの例による。

7 第2項の給与のうち、特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、他の職員の例による。

8 パートタイム会計年度任用職員については、この条及び第12条に規定する給与以外の給与は支給しない。

第11条の7 前2条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し委員会が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与については、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、別に教育委員会規則で定めるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与改定の時期については、任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める。

第12条第2項中「学校職員（学校栄養職員を除く。）で」を削り、「者」の次に「（学校栄養職員を除く。）」を加える。

（福岡市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 福岡市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年福岡市条

例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中福岡市立学校職員の給与に関する条例第10条の2第2項及び第4項の改正規定並びに第3条の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定(同条中福岡市立学校職員の給与に関する条例第10条の2第2項及び第4項の改正規定を除く。)及び次項から附則第4項までの規定 平成31年4月1日(以下「施行日」という。)
 - (3) 第2条の規定 平成32年4月1日
(教育職員以外の学校職員の号給の切替え)
- 2 教育職員以外の学校職員の号給の切替えについては、市条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の例による。
(手当の支給に関する経過措置)
- 3 施行日前において、第1条の規定による改正前の福岡市立学校職員の給与に関する条例第7条第1項第1号若しくは第2項又は第7条の2第1項若しくは第2項の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当又は管理職員特別勤務手当の支給については、なお従前の例による。
(委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。